

令和 7 年 3 月 12 日

七飯町教育委員会
教育長 倍 楼 司 様

七飯町社会教育委員会
委員長 西 川 隆 司

令和6年5月24日付けで諮問のありました「子どもの居場所づくりについて」について、慎重に検討を行った結果、別紙のとおり答申します。

答 申 書

1. 諮問の経緯

令和5年12月22日に「こどもの居場所づくりに関する指針」が閣議決定され、全てのこども達が自己肯定感や自己有用感を高め、将来にわたって幸せな状態（ウェルビーイング）で成長し、こどもが本来持っている主体性や想像力を十分に発揮して社会で活躍していけるよう、「こどもまんなか」の居場所づくりを実現することを目指すという国としての考え方が示された。

この指針を踏まえ、七飯町に効果的な「居場所」を整備していくためには、児童・生徒や保護者のニーズを把握し、七飯町に合った「居場所」の形態について検討する必要があることから、社会教育法第17条第1項の規定により、教育委員会の諮問機関とされている社会教育委員会に対して「子どもの居場所づくり」について諮問があった。

2. 調査の方法

次のとおりアンケートを実施し、回答のあったアンケート（680名分）について取りまとめを行った。

調査対象：町内の小学校5年生から中学校3年生（岳陽学校にあっては9年生）までの全児童生徒（1,103名）

調査期間：令和6年9月2日（月）から令和6年9月13日（金）

回答方法：町内各校に協力を依頼し chromebook で回答

調査内容：こども家庭庁が令和4年12月から令和5年1月にかけて実施した「こどもの居場所に関するアンケート調査」の設問を参考に設定した

3. 調査の結果

別紙のとおり

4. 調査結果の分析

アンケート調査の結果から七飯町の児童生徒の状況を次のとおり分析した。

- ・90%以上の児童生徒が家や学校を「居場所」と感じており、予想より「居場所」と感じている児童生徒が多かった。ただし、約10%の児童生徒は「居場所」と感じていないことに留意が必要である。（アンケートQ7結果より）
- ・70%の児童生徒が家や学校以外の「居場所」を持っている。これは、こども家庭庁が実施したアンケートより小学生で約5ポイント、中学生で約7ポイント低くなっている。また、他自治体のアンケート結果との比較では、小学生には大きな差異は見られなかったが、中学生は他自治体より「ある」と回答した割合が若干ではあるものの低い傾向が見られた。（アンケートQ8結果より）
- ・家や学校以外の「居場所」を持っていないと回答した児童生徒は全体の30%を占める。また、全体の7%が「家や学校以外に居場所は必要ない」と回答している。そのため、

家や学校以外に「居場所」を必要としている児童生徒は、実質的に全体の約 23% (30%－約7%) と推定できる。(アンケート Q8 及び Q14 クロス集計結果より)

- ・行ってみたい場所は、「好きなことをして、自由に過ごせるところ」の回答が最も多く、次いで「外で自由に体を動かせるところ」、「いろんな人と出会えたり、友人と一緒に過ごせるところ」、「一人で過ごしたり、何もせずのんびりできるところ」が多い。一方、「悩みごとの相談にのってくれる大人がいるところ」や「自分の意見や要望を受け入れてもらえるところ」の回答は少ない。このことから、児童生徒は「自分達が好きなことを自由にできる場所」を望んでいると推定できる。(アンケート Q12 及び Q15 結果より)
- ・特に家や学校が居場所になっていない児童生徒は、普段の過ごし方でも大人の関わりを望まない割合が高い。(アンケート Q13 と Q16 のクロス集計結果より)
- ・児童生徒が放課後や休日を過ごすにあたり望むことは、「自分が好きなことや、興味があることをしたい」の回答が他の回答に比べ大幅に多い。また、個人によってその他欄へ様々な記載があり、そのニーズは多様化している。(アンケート Q13 及び Q16 結果より)

5. 想定される社会的ニーズ

アンケート結果とは別に、一般的に社会がこどもの居場所に求める事項について次のとおり想定した。

- ・安全の確保（危険の排除、事故があった場合の対応）
- ・社会（地域住民）との交流
- ・孤独化の防止
- ・他者への迷惑行為等の防止
- ・いろんなことに挑戦してほしい（チャレンジ精神の育成）

6. 七飯町に求められる居場所の形態

「4. 調査結果の分析（ニーズ）」と「5. 社会的ニーズ」から七飯町に求められる居場所の形態を次のとおり想定した。

- ①児童生徒が好きなことを自由にできる場所（環境）
- ②開放的な場所（いつでも気軽に利用できる場所）
- ③大人から必要以上に干渉されない場所
- ④多様なニーズに対応できるよう棲み分けられた（ルール作りされた）場所
- ⑤活動が保証されている場所（環境）
- ⑥安全な場所

7. 居場所づくりに係る取組の提言

「6. 求められる居場所の形態」を踏まえ、こども家庭庁でも「こどもの居場所づくりに関する指針」で居場所づくりをする上での重要な視点として位置付けている「行きたい」・「居たい」・「やってみたい」をテーマに、七飯町で有効であると考えられる居場所づくりに係る取組を整理したので、次のとおり提言する。

◎「行きたい」【自由に過ごせる場所の提供】

- ・公共施設（各部屋の解放含む）の自由解放

児童生徒のニーズである「自分達が好きなことを自由にできる場所」の候補には公園がある。しかし、大沼地区など七飯町内の一部には公園が設置されていない地域もあることから、その整備が必要であると考え。また、公園には雨天時には利用できないなどの欠点がある。そのため、雨天時であっても利用できる屋内施設を居場所として提供する必要もあると考え。

屋内施設には様々なものがあるが、必要以上に大人に干渉してほしくないという児童生徒のニーズがある一方、安全確保のため最低限の大人の関わりを残さざる得ないという側面があることから、それぞれのバランスを考慮し、常駐職員が居る文化センター、大中山コモン、大沼婦人会館、歴史館、大沼多目的会館、保健センターなどの共用スペースや一部の部屋の自由解放により、児童生徒達に「自分達が好きなことを自由にできる場所」を提供することが居場所づくりに有効であると考え。

また、自由解放をするにあたり、それらの取組を児童生徒達へ十分周知し、認知度を向上させることで利用促進を図ることも重要であると考え。

◎「居たい」【心地よい環境の整備、多様な居場所の提供】

- ・環境の整備、目的に合わせたルール作り

自由解放した公共施設を多くの児童生徒達に利用してもらうには、利用目的に合わせた工夫が必要である。具体的には、机や椅子を整備することで学習や読書ができる環境を構築したり、利用目的に合わせルール作り（大声の禁止、運動の可否、飲食の可否など）を行い、多様な利用目的に合わせた居場所を提供したりすることが居場所づくりに有効であると考え。

◎「やってみたい」【活動の紹介、資源の掘り起こし】

- ・町内各地域のこどもに関する活動をしている団体を広く紹介
- ・児童生徒と大人が対話できる機会の提供（岳陽学校で実施している「しゃべり場」など）

児童生徒の多様なニーズに対応するためには、自治体の機能だけでは難しい。一方、町内にはこども向けの様々な活動を行っている団体が多くあることから、教育委員会のホームページ等でこれらを広く紹介し、それらの団体へ児童生徒を誘導することも居場所づくりに有効であると考え。

また、すでに大沼岳陽学校で行われている「しゃべり場」のように、児童生徒と大人が対話できる場を提供することで、児童生徒の潜在的なニーズや七飯町の人材的または環境的資源の掘り起こしを行い、今後の取組に繋げていくことも有効であると考え。

なお、学校部活動の地域移行については、スポーツ庁が令和5年度から令和7年度までの3年間を改革推進期間として設定するとともに、北海道においても、同様の期間で推進計画を策定し、可能な限り早期にその実現を目指すとしているところである。一方、中学生にとって学校部活動は、生徒同士が人間関係を構築しながら、自己肯定感等を育むことができる非常に重要な「居場所」の一つとなっており、その地域移行は生徒への影響が大きいものとなっている。このことから、学校部活動の地域

移行を進めるにあたっては、生徒が「居場所」を失うことがないように適切に取り組まれることを望む。

8. 補助金の活用について（参考）

こども家庭庁の令和7年度予算概算要求で次のような補助金について要求されているので、今後の取組での参考にしてほしい。

●実態調査・把握支援

居場所に関するこどものニーズ等の現状を把握するための実態調査にかかる費用への補助

【負担割合】 国 1/2、市町村 1/2

●広報啓発活動支援

こども居場所づくりに関する特定の広報啓発の取組にかかる費用への補助

【負担割合】 国 1/2、市町村 1/2

●こどもの居場所づくりコーディネーターの配置

こどもの居場所に関する地域のニーズを把握し資源の発掘・活用したり、こどもを地域の居場所に繋げるなどの活動を行うコーディネーターの配置にかかる費用への補助

【負担割合】 国 1/2、市町村 1/2

【補助基準額】 1名配置：5,318千円 2名配置：10,259千円

3名配置：15,200千円

●こどもの居場所立ち上げ支援

新たに開設されたこどもの居場所の運営者に対して、その開設にかかる費用への補助

【負担割合】 国 1/2、市町村 1/2

【補助基準額】 1か所あたり 50千円

●NPO等と連携したこどもの居場所づくり支援

NPO法人等の民間団体が行うこどもの居場所づくりやこどもの可能性を引き出す取組にかかる費用への補助

【負担割合】 国 10/10

【補助基準額】 1団体あたり 5,000千円（上限）

●地域こどもの生活支援強化事業

ひとり親家庭や低所得子育て世帯等などの困難を抱えるこども等を対象として、食事、体験、文房具等を提供したり、公共施設等へのこどもの居場所立ち上げや事業継続のための備品購入にかかる費用への補助

【負担割合】 国 2/3、市町村 1/3